

第4回 与那原町庁舎建設検討委員会 会議録

■開催日時 :平成 30 年 1 月 16 日(火)午後3時から4時

■開催場所 :与那原町役場 2 階委員会室

■出席者 :委員 14 名(欠席者 1 名) 事務局 2 名

- 次第 : 1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事
○答申内容の検討及び決定について
4. その他
5. 閉会

■会議録

事務局: みなさんこんにちは。ただ今から、平成 29 年度第 4 回与那原町庁舎建設検討委員会を始めまいります。

小橋川委員が大学の講義の都合により、遅れるとの連絡がありました。過半数の出席がありますので、委員会設置規程により本会が成立していることを報告いたします。はじめに委員長あいさつをお願いします。

委員長: 委員長あいさつ。今回で本委員会は第4回目になります。今年最後の委員会となり、最終の答申をまとめるだけとなりました。ご協力ありがとうございます。ではこれより本日の委員会を開催します。皆様、本日も忌憚のない意見を宜しくをお願いします。

委員長: それでは今日の議事に移りたいと思いますが、本日の議事は1件だけでございます。本日の議事は、答申内容の検討及び決定についてでございます。

本日は、資料1と資料2がありますが、まずは、資料2の検討報告書を審議し、その後に資料1の答申案の審議を行っていきたいと思います。では、まず資料2の説明を事務局の方からお願いします。

事務局: 資料2の検討報告書でございますが、この報告書は、第1回から第3回までの本委員会での資料を基に作成しております。第1章は新庁舎建設の実施について、第2章、新庁舎建設の位置について、第3章新庁舎建設の規模についてでございます。

第1章から項目を読み上げて委員と確認する。

まず、P1現庁舎の現状と課題をP1～P7までで確認する。現庁舎の現状と課題は(1)～(9)でまとめている。次に、P8の新庁舎の必要性として、(1)～(7)の7項目を確認する。次にP10の新庁舎建設の位置について、(1)の候補地評価の視点では①～⑥の6つの評価項目を確認。候補地位置図、評価比較、候補地人口比重の資料を確認し、建設位置の選定をP14で確認。

A地(現在地周辺)の肯定的意見、B地(東浜築)の肯定的意見、C地(バイパス周辺)の肯定的意見を読み上げて確認。以上の意見等を踏まえ、様々な角度から検討した結果、本委員会

としては最も肯定的な意見が多かったA地(現在地周辺)が最適であると判断した。

次に新庁舎建設の規模についてをP15で確認。(1)で入居職員数等の前提条件の確認。(2)で庁舎規模の算定を確認。総務省地方債庁舎算定基準、新営一般庁舎面積算定基準、近隣町村の庁舎データの三つの算定方式を資料で確認し、P19の新庁舎規模の整理を確認。算定結果より、三つの方式で算出した面積の平均値に近似し、総務省地方債基準で算出した面積に、新営庁舎基準を参考に各必要機能の必要面積を積み上げ加算した面積から新庁舎の総床面積は概ね5,650㎡と想定する。

新庁舎想定面積を決定するにあたり、各委員会から意見を確認。①使えるスペースを建設して欲しい。拭き抜け及び意匠的なスペースは不要。②バリアフリー化をしてもらいたい。③高台にあるが故の必要なスペース(バスの待合等)を考慮してもらいたい。④面積は建設費に直結することからバランスを取って頂きたい。⑤無駄に大きくすることなく、必要面積を精査してもらいたい。

P20で社会福祉センターの複合について、資料を確認しながら社会福祉センターを複合することが望ましいとの判断を確認する。P21以降は参考資料として、新庁舎の参考レイアウト図、社会福祉センターの使用状況、本庁舎に関する住民アンケート調査を載せている。

以上で資料2の検討報告書の説明を終わります。

委員長：では、今の説明を受けて、何かご指摘等がありましたらお願いします。

委員：異議なし。

委員長：各委員からは特に異議がないようですので、それでは、資料1の答申書を確認したいと思います。私の方で答申書(案)を読み上げます。

(資料1の答申書案を読み上げる。) 1. 2. 3. を順に読み上げる。答申案の各項目について資料2のどの項目に記載されているか補則する。

以上が町長への答申(案)となっています。

委員：2点指摘したいと思います。まず1点目ですが、1の(7)の後段ですが、「前述による直営での建設か、民間資金を活用するPFI事業かの比較を行うことができ、経済的コスト面から有利な整備手法を比較検討し選択することができる」と記載してありますが、この表現ですが、市町村役場機能緊急保全事業(起債事業)とPFI事業のいずれかを選択すると記載していますが、PFI事業を実施したとしても、役場機能緊急保全事業は実施・活用できると考えます。総務省からの通知文(大阪府が公表した見解)を読み上げます。「地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払いするか、あるいは委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分を全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額(金利相当分を含む。)に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が行われます」と記載されている。これを確認する限りでは、両方を併用できると判断できますので、両方の併用が可能であるように修正して頂きたい。

もう一点は、(6)に平成29年度から平成32年度までの時限立法と記載されていますが、どの法律か教えて欲しい。調べてみる限りでは、こういった法律はない。

委員長：委員から意見があったように、市町村役場緊急保全事業もしくはPFI事業の二者択一では

なく、併用が可能なのでしょうか。事務局から説明をお願いします。

事務局： 委員がお持ちの資料(情報)は、事務局でも確認しています。その資料は、あくまで大阪府が発表した資料であり、明確な文書ではないため現在、県を通して確認をしています。文書からは、おそらくPFI事業を行っても起債事業相当分の交付税措置がなされるであろうと考えておりますが、それらを確約できる文書が現段階ではないので今後も確認作業を進めていきます。それと、表現としては29年度から32年度までの事業として表現したいので記載しています。

委員： おそらく総務省の地方税制計画があり、その中の地方再生計画で位置付けられているものだと思います。よって、私の要望としては、時限立法ではなく、時限措置と記載したりするなどがいいと思います。

また、もう少し親切な記載にするならば、平成32年度までに起債の同意を得れば、建て替えが完了する日など。ようするに、起債の同意(許可)を得れば、この32年度までに事業を完了させる必要はないと思います。明許繰り越しですね。起債はあくまで、同意なので事業完了ではないので、正確に記載した方がいいと思います。

事務局： 平成29年度に急にできた事業ではありますので、同意を得れば繰り越せるなどは、確認できていませんので、慎重に進めていきたいと思います。

委員長： 貴重な意見をありがとうございます。法的な文書となりますので、正確に記載するよう修正したいと思います。他にご意見はありますか。

委員： 確認なのですが、起債事業を考慮すると全ての事業を32年度までに終わらせる必要があるのかなと思うのですが、PFI事業の導入調査を行うとなると、全ての事業を終わらせることは、期限的に大丈夫でしょうか。

事務局： 導入可能性調査は、昨年ではほぼ終わっておりますのでその報告書が来月には上がってきます。

委員： P2の(2)「なお、A地(現在地周辺)の・・・」についての記載は、報告書P14の文言を使用しながら、「道路問題、交通問題等を解決しなければ大地震があった場合は、通行ができなくなる」や「大型MICE施設が建設された際の大型バスの運行に支障がでる」など、この問題解決は大事な部分なので少し強めの表現にした方がいいのではと。

委員長： P14の資料に記載されている項目を、もう少し具体的に答申には書いて欲しいということでしょうか。では、文言については、事務局と調整しながら記載していきたいと思います。

委員： 文言の整合性を取るということで、3の面積を「概ね5,650㎡程度」なのか「概ね5,650㎡」なのか統一した方がいい。

委員長： 概ねなのか、程度なのか解釈の違いですね。それでは、資料の部分を修正し、「概ね5,650㎡」と修正する。「概ね5,650㎡程度」となると重ね言葉にもなりますので、答申、資料ともに「概ね5,650㎡」と修正します。

委員： 異議なし

委員長： それでは、今出ました検討事項を確認していきます。まず1番目、市町村役場緊急保全事業とPFI事業を併用できるというニュアンスの文言に修正。2番目に(6)時限立法を時限措置とする。また、32年度までに事業を完了するのか同意とするのかについては、表現も含めて事務

局と確認していきながら記載します。3番目の新庁舎建設位置については、建設位置のデメリットを直接的な、できるだけ詳しく記載する方向に直していく。それに加え交通網の件も入れるよう調整します。4番目の新庁舎規模については、想定面積の記載を資料を修正して整合性を取ります。

それでは、今後のスケジュール等を事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 本日の答申書・報告書を修正し、それを委員長に確認して頂いた後に、町長が出張から戻る、来週の1月22日に答申を行いたいと考えております。答申は委員長、副委員長のみの出席で宜しいでしょうか。

委員： 異議なし

事務局： 今回の委員会で、諮問に対する答申はまとまりました。次回以降は、基本計画がまとまり、庁舎建設のコンセプト等が決まりましたら、審議をお願いする事項も出るかと思っておりますので、4月以降ご連絡をしたいと思います。

委員長： それでは、以上で委員会を終了いたします。お疲れ様でした。